

[事案 28-92] 契約解除無効等請求

・平成 29 年 2 月 22 日 和解成立

<事案の概要>

内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術を受け、手術給付金等を請求したところ、告知義務違反により契約が解除されたため、その契約解除の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 2 月に契約した一時払終身医療保険について、以下の理由により、契約解除を無効とするか、または、契約を無効とし、既払込保険料から解約返戻金を控除した差額を支払ってほしい。

- (1)告知書作成の際、大腸ポリープは認識していたが、医師からがんと告知を受けた認識がなく、善意・無過失であった。
- (2)別の保険会社のがん保険にも加入しているが、平成 25 年 11 月に手術を受けた際は、その原因となる疾病のがんとは思っていなかったため、その給付金請求はしていない。

<保険会社の主張>

申立人は、医師から「大腸ポリープは放置すればがん化するリスクがある」と説明されたうえで大腸ポリープの内視鏡的切除術を受けて、平成 25 年 11 月にこれが悪性（がん）であったことを告知されていること、上記の悪性の告知が、告知日のわずか 3 か月前というごく近い過去の出来事であること等から、申立人は、告知義務違反につき故意または重大な過失がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の病状及び告知書作成時の状況を把握するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

また、申立人に対する病院の医師からの病名告知に関する状況を詳細に確認するため、当事者を通じ、病院に対して医療照会を実施した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下等の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1)本裁定手続において新たに取得した現在の担当医師作成の追加回答書によると、平成 25 年 11 月に病理組織検査の結果である「大腸がん」を本人に告知したときの状況については、別医師からの説明のため、「不明」と記載されている。また、病理組織検査報告書のコピーや病気に関する説明文を申立人に交付したかどうかについても「不明」と回答されている。
- (2)上記追加回答書において、担当医師は、告知書作成当時における申立人の大腸がんの病自覚は「不明」とする理由として、切除したポリープに悪性所見が部分的に認められた事については、医師から説明不十分であった等の可能性がある旨を回答している。
- (3)以上の事情等を踏まえると、平成 25 年 11 月、当時の担当医師から申立人に対し、大腸がんである旨の告知がされていたかどうかは不明であり、告知書作成当時、申立人が、がんであるとの認識をしていなかった可能性が高いと考えられる。

